

平成26年法改正の施行状況

平成27年6月

I. 平成26年法改正の概要

「特許法等の一部を改正する法律」が平成26年5月14日に平成26年法律第36号として公布され、平成27年4月1日付けで施行された（一部平成26年8月1日施行）。商標法においては以下を内容とする改正が行われた。

1. 商標法の保護対象の拡充

我が国企業におけるニーズの顕在化及び保護による実益に鑑み、他国では既に広く保護対象となっている色彩のみや音といった「新しいタイプの商標」を我が国における保護対象に追加するとともに、これに伴い必要な登録要件や出願手続等の規定を整備。

2. 地域団体商標の登録主体の拡充（平成26年8月1日施行）

地域ブランドの担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO法人）を地域団体商標の登録主体に追加。

3. 国際機関の標章に係る商標の登録要件の見直し

国際機関を表示する標章と同一又は類似するものであっても、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標については、商標法第4条第1項第3号の対象とはならず、商標登録を受けることができることとした。

II. 商標審査基準の整備

1. 概要

平成26年法改正に伴う商標制度の見直し並びに商標を取り巻く状況及び取引の実情に即した「商標審査基準」の整備を図ることを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の商標制度小委員会に商標審査基準ワーキンググループを設置し、平成26年4月24日から計10回にわたる公開の審議を経て、新たな審査基準として商標審査基準改訂第11版を作成し、本年4月1日から適用。（なお、地域団体商標の登録主体の拡充に関する審査基準については、平成26年8月1日から適用。）

2. 具体的な整備項目

商標審査基準改訂第11版における具体的な整備項目については次のとおり。

(1) 商標法の保護対象の拡充

新たに保護対象に追加された動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、第3条第1項（商標登録の要件）、同第2項（使用による識別性）、第4条（不登録事由）及び第5条（商標登録出願）等について、商標審査基準を整備した。

①商標の特定について

動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標及び位置商標の出願については商標の詳細な説明の記載を必須とし、また、音商標の出願については音声ファイルの提出を必須とすることに伴い、これら商標の詳細な説明の記載又は提出された音声ファイルが商標登録を受けようとする商標を特定したものとは認められない場合等について具体例を記載した。

②商標の識別力について

色彩のみからなる商標については、原則として識別力を有しないこと、また、動き商標、ホログラム商標及び位置商標については、主にこれら商標中に含まれる文字や図形等に着目して識別力を判断する旨記載した。

③商標の類否について

色彩のみからなる商標の類否については、色相（色合い）・彩度（色の鮮やかさ）・明度（色の明るさ）といった色彩の要素を比較して総合的に判断することを記載。音商標が言語的要素（歌詞等）を含む場合、その言語的要素と同一又は類似する称呼を有する文字商標等との類否の取り扱いを記載した。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充

①地域団体商標の登録主体について

商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（NPO法人）並びにこれらに相当する外国の法人を、新たに地域団体商標の登録主体として認めたことに伴い出願人が第7条の2第1項柱書における主体であることについて、登記事項証明書その他公的機関が発行した書面（登記事項証明書等）により法人格を有することの確認を行うことを明記した。

また、「これらに相当する外国の法人」について、1）我が国の登録主体の設立根拠法に定める目的規定と同様の定めが外国の法人の設立根拠法の写し等にあること、2）出願人が法人であることを公的機関が証明した書面において確認すること、3）設立根拠法の写し等において、加入自由の定めがあることの確認を行うことを明記した。

②地域団体商標の周知性について

従来の商品の流通経路等を想定した現行の審査基準の例示（隣接した都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていること）を削除し、商品又は役務の特性ごとに類型化した上で、周知性の判断基準をより具体化及び明確化した。例えば、主に大都市圏でのみ消費されるような商品については、販売地が属する一都道府県

における周知性で足りることとした。

(3) 国際機関の標章に係る商標の登録要件の見直し

商標法第4条1項3号イにおける除外規定の「需要者の間に広く認識されている商標」の判断基準を明記するとともに、同号口の除外規定である、国際機関が行う役務と出願に係る指定商品又は指定役務との関連について具体例を記載した。

Ⅲ. 新たに登録主体に拡充された団体による地域団体商標の出願状況

項番	商標	出願人
1	小豆島オリーブオイル	特定非営利活動法人小豆島オリーブ協会
2	なみえ焼そば	浪江町商工会
3	奥会津金山特産赤カボチャ	金山町商工会
4	真岡木綿	真岡商工会議所
5	龍ヶ崎コロッケ	龍ヶ崎市商工会
6	大川家具	大川商工会議所
7	中津からあげ	中津商工会議所
8	一宮モーニング	一宮商工会議所
9	龍ヶ崎コロッケ	龍ヶ崎市商工会
10	氏家うどん	氏家商工会
11	越前おおのでっち羊かん	大野商工会議所

※平成27年5月31日現在

Ⅳ. 新しいタイプの商標の出願状況

1. 出願件数

	動き商標	ホログラム 商標	音商標	色彩のみからなる 商標	位置商標	合計
件数	48	3	219	289	143	702

※平成27年5月31日現在

(参考) 諸外国における出願件数 (1994年～2006年)

	動き商標	ホログラム 商標	音商標	色彩のみからなる 商標	位置商標
米国	36	42	332	362	889
欧州	30	25	61	423	140

英国	16	1	30	100	16
フランス	0	99	30	286	53
ドイツ	21	2	179	85	17
豪州	3	8	35	26	0

※産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書」（平成21年10月）から引用。

※色彩のみからなる商標には、色彩と文字・図形との結合した商標が含まれる場合がある。

2. 出願例

(1) 動き商標

株式会社ワコール（商願2015-30273）



(2) ホログラム商標

三井住友カード株式会社（商願2015-30198）



(3) 音商標

アコム株式会社（商願2015-30027）



(4) 色彩のみからなる商標

三菱鉛筆株式会社（商願2015-29864）



(5) 位置商標

キューピー株式会社 (商願2015-29959)

